

思いやり駐車スペース

設置推進のための

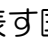
ガイドライン


—建物近くの駐車スペースを必要とする方々への思いやり—

八王子市

平成27年4月

はじめに

官民間問わず建築物、施設の駐車場には、できるだけ入り口に近い位置に一定の割合で障害者用の駐車区画が用意されています。それが障害者用駐車区画であることは、障害者を表す国際シンボルマーク 、(以下マークにより標記する。)を表示していること、また、幅を通常より広い350cm以上確保していることから、一般の利用者にも障害者への配慮を思い起こさせます。特に最近では、障害者への理解やバリアフリー、ユニバーサルデザインへの関心の高まりにより、一定の効果をもって利用に寄与していると思います。

一方で、 は本来、車いす利用者を含み全ての障害者を含むマークであるにもかかわらず、車いす利用者のみを対象としているかのような誤解があるのも事実のようです。結果として、歩行に制限を受ける内部障害のある方などが、周辺を気にして利用できないといった事例を耳にします。また、妊娠中の方、乳児を連れている方、高齢者の方、一時的ではあってもケガをされている方など、できる限り優先的に入り口付近の駐車場を利用できたらと願う方もいます。

今後、さらに少子高齢化が進展する中で、市民の方々がより安全で安心して公共施設を利用できるような対応が求められますが、前述のように何らかの事情により施設の出入り口近くに車を駐車したい利用者に対しては、これまでの障害者用駐車区画とは別に、市民の理解のうえに「思いやり」による駐車スペースを確保することも一つの有効な方法だと考えます。

こうした対応は、広く市民の方々への「ノーマライゼーション*1」や「意識のバリアフリー*2」の普及のうえに実現できるものであります。本ガイドラインは、施設を管理している立場で、「思いやり駐車スペース」の確保を検討していただく際の参考としていただくために作成したものです。施設の状況によっては対応の難しいところもあるかと思いますが、ぜひ検討をお願いします。

*1 高齢者や障害者などを特別視するのではなく、社会の一員として、地域の中でともに生活することが当然の姿であるという考え方。

*2 ハード面のバリアフリーだけでなく、高齢者や障害者などに対する理解や男女が共に生きるという考え方など、すべての人の社会参加を困難にしている障壁(バリア)を取り除くという考え方(=こころのバリアフリー)。

1 設置推進の基本的な考え方

思いやり駐車スペースは、文字通り市民の「思いやり」の気持ちに根ざし、理解と協力のもとに有効な活用が図られます。このため、導入にあたっては市民に分かりやすく、また、スペース確保の方法などにおいては柔軟に対応することが必要だと考えます。

このため、以下の4項目を基本的な考え方としてガイドラインを作成することとしました。

(1) 既存の障害者用駐車区画（で示す区画）はそのままとする

↳ 車いす利用者等従来の利用者への影響に配慮

(2) 対象者への許可書や証明書(ステッカーなど)は交付しない

↳ 利用者自身の判断や一般利用者の思いやりによる

(3) 設置の方法、市民への周知は統一적으로おこなう

↳ 標示等の基本的なものは統一して市民に分かりやすくする

(4) 設置については、施設の状況等により管理者が判断する

↳ ガイドラインに含まれない事項は各施設の状況による

2 具体的な方針

設置推進の基本的な考え方を踏まえ、具体的な設置の方針を以下のとおりとします。

(1)対象施設

すべての施設とします。特に、高齢者や妊娠中の方、乳児を連れている方の利用が多い施設は配慮をお願いします。

(2)利用対象者

- 障害者の方
- 妊娠中の方
- 乳児を連れている方
- ケガをされている方
- 高齢者の方

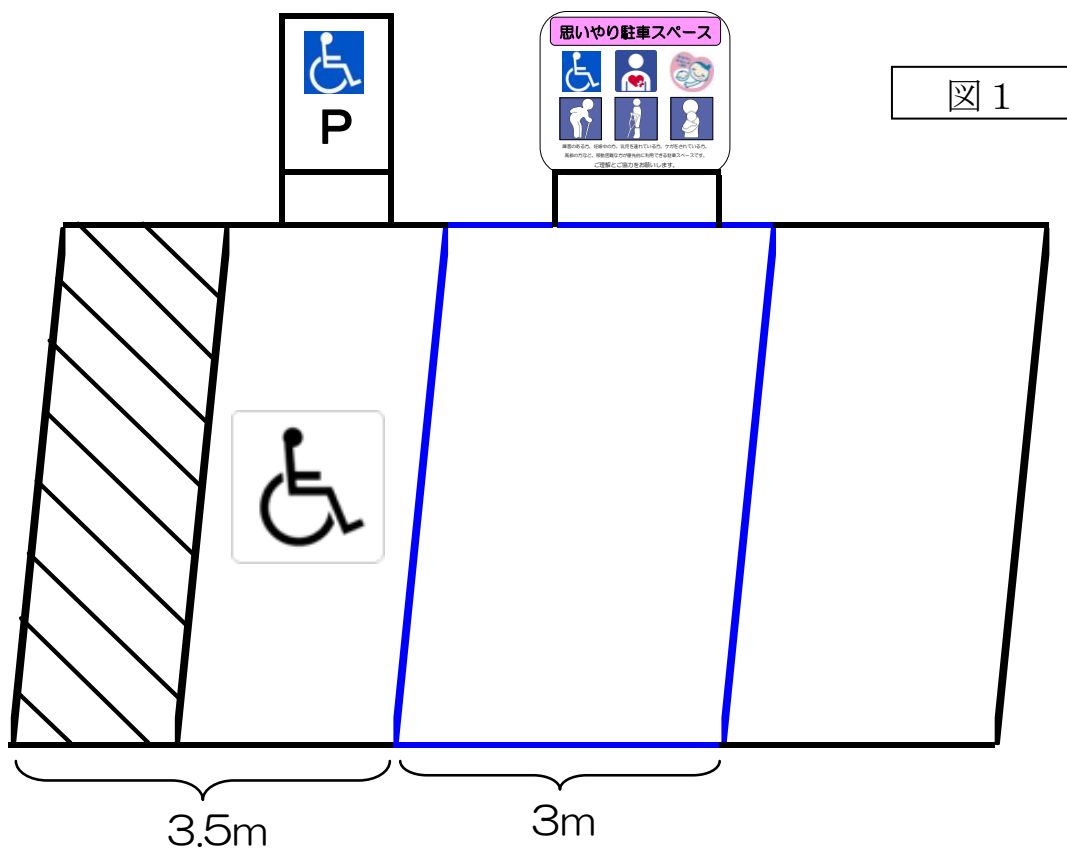
上記の方のうち、自力または同行者の歩行や移動に制限を受ける方、または、困難な方。さらに、車いす使用者をはじめ従来の障害者用駐車区画を利用されてきた方。

(3)利用方法

利用に際し、申請等の手続きは必要としないものとします。

(4)設置の方法（図1参照）

- 設置場所 障害者用駐車区画に隣接、もしくは施設、建築物の入り口にできるだけ近い場所に設置する。
- 設置台数 駐車場の規模、形状、また、利用者の状況により施設管理者が判断する。
- 有効幅 3m以上確保する。ただし、駐車場の規模、形状等により、施設管理者が難しいと判断した場合には、既存の駐車区画をそのまま指定し、周知看板で一般駐車区画と区別する。
- ライン ラインは他の区画と区別するとともに、色覚障害者にも配慮し、青もしくは水色系の色とする。ただし、障害者駐車区画との兼ね合い、また施設管理者が整備上やむを得ないと判断した場合には、この限りではない。



(5) 標示の方法

標示(周知看板)は駐車スペースの後方部、もしくは利用者にわかる位置に設置する。

【周知看板】(図2参照)

□ サイズ

- ・看板はA1サイズで横向きとする。

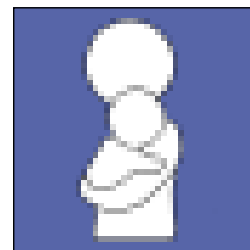
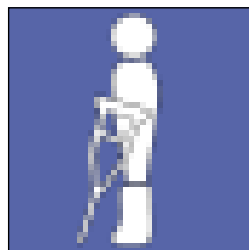
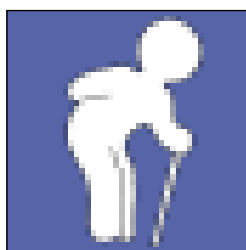
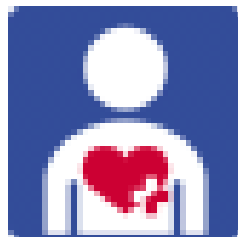
□ 内容(図参照)

- ・最上部に「思いやり駐車スペース」と表記する。
- ・ピクトグラムは上下2段、各3コマを表記する。
上段は左に身障者マーク(国際シンボルマーク、(財)日本障害者リハビリテーション協会推奨)、中央に内部障害・内臓疾患を表すハートプラスマーク(ハートプラスの会推奨)、右にマタニティマーク(厚生労働省推奨)を配置する。
下段は左に高齢の方、中央にケガをされている方、右に乳児を連れた方を表すマークを配置する(いずれも八王子市のオリジナル)。
- ・最下部には「障害のある方、妊娠中の方、乳児を連れている方、ケガをされている方、高齢の方など、移動困難な方が優先的に利用できる駐車スペースです」と表記する。

□ データ等

- ・上記デザインデータ、また、支柱や接続方法など看板設置に係る仕様書は、健康福祉総務課において保存する。
- ・思いやり駐車スペースを設置する施設の管理者は、同データおよび仕様書を使用して業者発注する。

思いやり駐車スペース



障害のある方、妊娠中の方、乳児を連れている方、ケガをされている方、高齢の方など、移動困難な方が優先的に利用できる駐車スペースです。

ご理解とご協力をお願いします。

3 市民への周知

(1) 周知の方法

市民への周知、啓発のためのリーフレットは健康福祉総務課で作成し、思いやり駐車スペース設置施設等において配布する。

(2) 設置施設での対応

施設管理者は、思いやり駐車スペースを必要とする利用者にとって、有効かつ円滑な利用に供するよう日頃より住民の意識啓発、マナー向上のため適切な指導を行う。

思いやり駐車スペース
設置推進のためのガイドライン

平成 27年4月

八王子市

福祉部 福祉政策課

電話 042-620-7241

FAX 042-628-2477